

竹田市業務継続計画

Business **C**ontinuity **P**lan

【資料編省略版】



平成 29 年 9 月

竹 田 市

Contents

I. 計画の基本事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画策定の目的	2
3 期待される効果	3
4 地域防災計画との関係	4
5 計画の基本方針	5
6 計画の発動と解除	5
II. 被害の想定	6
1 対象とする災害	6
2 被害状況の想定	6
3 庁舎等の耐災害性	7
4 職員の参集予測	8
III. 非常時優先業務	10
1 非常時優先業務の定義	10
2 業務の選定と開始目標の設定	10
3 通常業務の再開	13
4 業務の推進体制	13
IV. 業務継続のための体制整備	14
1 指揮命令系統の確立	14
2 受援体制の確立	14
3 執務環境の確保	16
4 ライフライン寸断への対策	17
5 通信手段の確保	19
6 各種電算システム・行政データの保護	20
7 その他の業務継続策	21

V. 業務継続体制の向上策	22
1 訓練の実施と計画の改善	22
2 各種マニュアルの整備	23
3 平常時の家庭での対策	23

※本計画書は資料編の掲載を省略した「省略版」です。
資料編が必要な場合には「完全版」を参照願います。

資料編

1 竹田市の災害時優先業務（応急業務）一覧	1
2 竹田市の災害時優先業務（通常業務）一覧	7
3 主要な電算システム一覧	19
4 職員アンケート調査結果概要	20
5 竹田市災害対策本部条例	22
6 竹田市災害対策本部規則	23
7 災害対策本部・支所災害対策本部の組織	26

I. 計画の基本事項

1 計画の位置づけ

本市では、平成24年7月12日未明に発生した九州北部豪雨災害の記憶が鮮明に残る中、平成28年に発生した熊本地震でも小さくない被害を受けた。これより以前にも昭和57年、平成2年、平成5年、平成18年と数年ごとに甚大な自然災害¹に見舞われている。

県下の自治体でも同様の自然災害に多く見舞われてきたが、近年は本市と同様に平成24年の集中豪雨、昨年の熊本地震、本年7月の九州北部豪雨及び台風18号と頻りに甚大かつ深刻な被害を受けている。

全国に目を向けると、局地的豪雨による洪水被害は山間部に止まらず、地下構内への雨水の流入や道路の陥没等、都市型災害が至る所で発生しているが、その一方で、東日本大震災を教訓に南海トラフ地震²への備えが官民間問わず急速に進められている。これに加えて、テロ集団による国境を越えた武力行使、急速に高まる近隣国によるミサイル発射への不安、新型インフルエンザの発生、原子力発電所のメルトダウン等、自然災害にとどまらず市民生活に深刻な影響を及ぼす事態の発生も危惧されている。

これら自然災害や人為的な災害が市内又は近隣自治体で発生した場合、非常事態の下で市民生活は大きな混乱に陥ることが予想されるが、市民生活の安全を確保すべく官民挙げてその影響を極力抑制し、高度化・多様化する市民の要請にこたえていくことが求められている。

大企業や中小企業等、民間における業務継続計画、公営企業等における業務継続計画と同様に、行政機関・基礎自治体として円滑に復旧・復興業務を進めるとともに、本市として必要最低限の行政機能を維持するため竹田市業務継続計画³を策定する。

1 自然災害：被災者生活再建支援法2条1号で「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害」と定義。

2 南海トラフ地震：日本列島が位置する大陸プレートの下にフィリピン海プレートが南側から年間数cm沈み込んでいる場所を南海トラフと呼ぶ。この2つのプレートの境界にひずみが蓄積され、これを解放するため大地震が過去約100～200年の間隔で発生している。昭和東南海地震（昭和19年）及び昭和南海地震（昭和21年）発生後70年を経過する中、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの大地震が発生する確率は70%程度と指摘されている。

3 業務継続計画：業務継続計画は、Business Continuity Planの頭文字をとって、一般にBCPとも呼ばれる。東日本大震災（平成23年3月11日発生）において、中小企業を含む企業の多くが人材や設備を失い、廃業に追い込まれることや事業を縮小しなければならないケースが発生したことにより、緊急事態への備えとしてBCPの作成が官民間問わず求められている。内閣官房国土強靱化推進室は、自治体、大企業、中小企業、学校、病院等各種団体の取り組みを広め、社会全体の強靱化を進めることを目的とした「レジリエンス認証」を推進している。

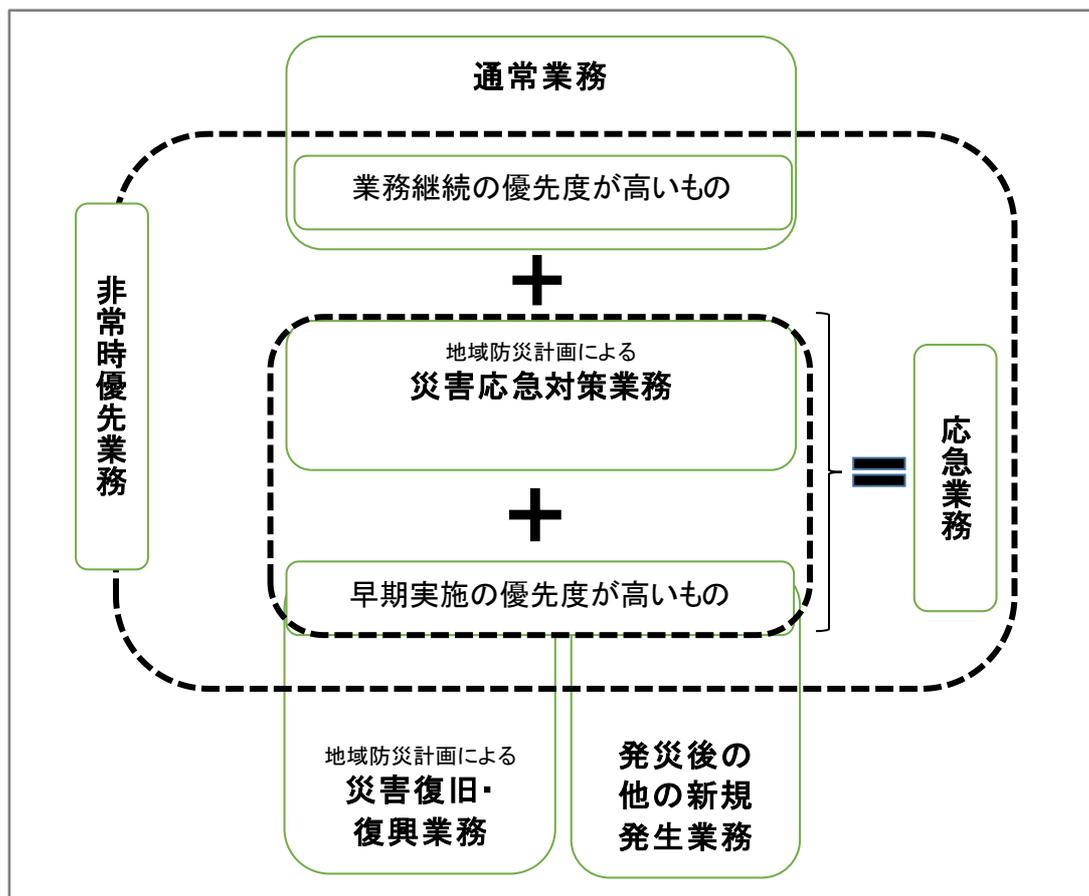
2 計画策定の目的

本市は過去の自然災害によって、人的・物的な被害を受けただけではなく、行政自らが被災した経験も有している。ヒト、モノ、情報等、行政を司る上で重要な資源に制約が生じたことを身をもって体験しているからこそ、今後もこれを想定し克服できるよう備えておかなければならない。

このような中、非常事態発生後直ちに、地域防災計画⁴や職員初動マニュアル⁵をはじめとする各種計画やマニュアルに基づき、適切かつ速やかに状況に応じた「応急対策業務」を実施しなければならない。

その一方で、市民生活に密着した行政サービス「継続の必要性の高い通常業務」を提供することが、災害発生時においても市に対して求められる。

本業務継続計画は、非常事態時に行政自らが被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的として策定した計画である。



4 地域防災計画：災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、竹田市における地震災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定した計画。

5 職員初動マニュアル：災害時、初動期における対応が非常に重要となるため作成した市職員用のマニュアル。災害発生時から 48 時間を中心に各班が実施すべき応急対策を整理している。職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できることを目的としている。

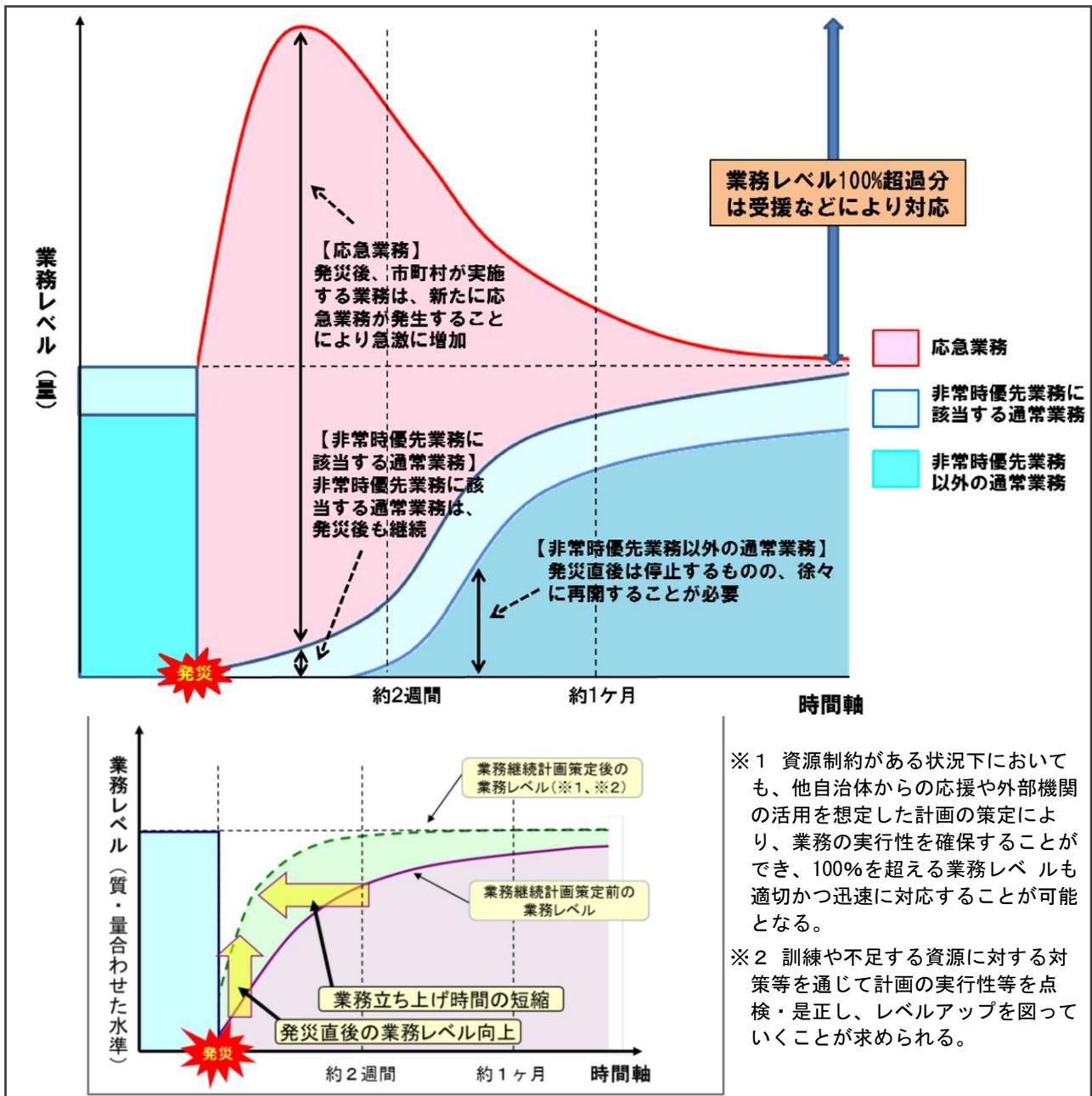
3 期待される効果

災害発生時には被害状況の把握・確認など、発災直後から非常に短い時間の中で、迅速かつ的確に処理しなければならない応急業務が急激に増加し、極めて膨大な量となる。

このような場合に備え、業務継続計画をあらかじめ策定し、継続的に改善を行っていくことにより、どの業務をどの範囲で継続するか検討・判断する工程を省くことが可能となる。これにより、発災直後から応急・復旧業務に速やかに着手することが可能となる。

また、地域防災計画や防災活動職員初動マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、非常時優先業務に必要な資源の確保が円滑に進むことが期待される。

加えて、自らも被災者になりうる職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮を向上させることも期待できるなど、災害発生直後に行政が機能不全に陥ることを極力、回避・抑制し、早期により多くの業務に執行・従事することが可能となる。



4 地域防災計画との関係

竹田市地域防災計画⁶は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、竹田市防災会議が策定する計画であって、本市、防災関係機関、事業者及び市民が災害による被害の予防をはじめ応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、大規模な風水害や地震等の自然災害や人為災害の発生時における応急対策業務及び市民生活と密接に係る優先度の高い通常業務を継続し、早期に復旧するための手順等について定める計画である。

項目	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
計画の趣旨	市をはじめとする防災関係機関が、市民の生命・財産を災害から保護するため、災害対策として取り組むべき内容を定めるもの	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるよう、あらかじめ対策等を検討し定めるもの
主体	市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関	市 (国、都道府県、市町村、民間企業等)
行政の被災と業務執行環境	特に想定しない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の、業務執行に必要な資源が被災する可能性があることを前提に計画を策定する。 職員の業務執行環境についても明示する。
対象業務	災害対策に係る業務を対象とする。 ・ 予防業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 復旧・復興業務	非常時優先業務を対象とする。 ・ 優先度の高い通常業務 ・ 災害応急対策業務 ・ 優先度の高い復旧・復興業務
計画期間	予防から応急対策、復旧・復興までの期間	発災から災害応急対策がおおむね完了するまでの期間

⁶ 竹田市地域防災計画：当該計画の理念は、次のとおり定められている。

「竹田市民の生命、身体及び財産をすべての災害から守る」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

- 1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
 - (1) 地震災害に強いまちづくり
 - (2) 地震災害に強い人づくり
 - (3) 迅速かつ円滑な地震災害応急対策のための事前措置
- 2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施
 - (1) 初動体制の確立
 - (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための応急活動の展開
 - (3) 被災者の保護及び救援のための応急活動の展開
 - (4) 社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 3 速やかな復旧・復興の推進

5 計画の基本方針

(1) 基本的方針

非常時優先業務⁷を実施するにあたっての基本方針は次のとおりである。

1. 災害発生時においても、市民生活にとって必要最小限の行政サービスを提供する。
2. 市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるよう、早期復旧に努める。
3. 業務継続のために必要な体制を構築し、限られた資源を最大限に有効活用する。

(2) 具体的対応

基本方針に沿って業務継続を果たすため次のとおり対応を図り、必要な体制を確保する。

1. 災害発生時は、市民の生命、生活及び財産を守り被害を最小限に抑えるため、あらかじめ定めた非常時優先業務を優先して実施する。中でも応急対策業務を最優先に実施する。
2. 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁的に調整する。
3. 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材を確保するため、通常業務を積極的に休止・縮小・抑制する。その後、応急対策業務等の状況に応じて、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、通常業務の順次再開を目指す。
4. 全ての職員は、市の災害対策の方針及び目標に関し共通の認識を持つ中で、連携して業務に携わる。

6 計画の発動と解除

本計画は、以下に述べるそれぞれの災害の事象に伴って発動する。

1. 市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、本計画を自動発動する。
2. 風水害等（震度5強以下の地震を含む）による自然災害によって全庁的な対応（災害対策本部4次体制）が必要な場合は、被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって本計画を発動する。
3. 新型インフルエンザや人為災害等による全庁的な対応（災害対策本部4次体制に準ずるもの）が必要な場合は、災害対策本部長宣言によって本計画を発動する。

また、全ての非常時優先業務に着手し、その継続が可能であると災害対策本部長⁸が判断した時は、本計画の終結を宣言するものとする。これにより非常時の業務継続体制を解除する。

⁷ 非常時優先業務：本計画2ページに掲載した図を参照。

地域防災計画による「災害応急対策業務」に、災害復旧・復興業務と発災後の新規発生業務のうち早期実施の優先度が高い業務を加えたものを「応急業務」と呼ぶ。

これに「通常業務のうち業務継続の優先度が高いもの」を加えた業務を「非常時優先業務」と定義。

⁸ 災害対策本部長：市長。副本部長は、副市長と教育長。本計画書資料編に組織図を掲載。

II 被害の想定

1 対象とする災害

これまで本市が数多くの風水害や土砂災害に見舞われてきたことは前述のとおりだが、ほかに地震や噴火による被災の記憶も新しく、本業務継続計画において、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火等全ての自然災害をその想定の対象とする。

加えて、大規模な火災や事故、新型インフルエンザ、国内外からの武力攻撃等、一旦発生すると自然災害と同様に、あるいはそれ以上に、市民生活に大きな影響をもたらし、行政機能が麻痺する事態が想定される人為災害や不測の事態についても、その対象とする。

2 被害状況の想定

本計画に汎用性を持たせるため、原因となる具体的な自然災害の種別は特に想定しない。しかしながら過去の風水害を参考として発生状況や被害規模を次のとおり想定し、次項以降の優先業務の選定や業務継続のための体制整備等に係る基礎情報とする。

発生日時	秋分の日前後の午後 6 時。
人的被害	市内中心部で 10 数名の死傷者。
建物被害	市内 4 地域で全壊・全焼数 10 棟、半壊・半焼数 100 棟。
上下水道等	本庁舎全ての機能喪失。その他公共施設のライフラインも影響大。
道路状況	国道、県道、市道で通行不能 50 か所程度。基本的に迂回路あり。
孤立集落	市内 4 地域に孤立集落あり。合計 10 集落程度。
避難所生活者	市内 19 地区全てで避難所開設。計 2,000 人（約 10%）が利用。
帰宅困難者	市外在住者 100 人程度が帰宅困難となり、市内で過ごす。

なお、今後 30 年以内に発生する確率が約 70% となっている南海トラフを震源とする巨大地震が真冬の午後 6 時に発生したと仮定した場合の被害予測⁹について参考までに記しておく。

建物被害	揺れによる全壊 14 棟・半壊 79 棟、液状化による全壊 8 棟・半壊 42 棟。
ブロック塀倒壊	市内 16,222 件のうち 608 件が倒壊（3.7%）。
上水道	直後 766 人、1 日後 620 人、2 日後 576 人、7 日後 383 人に影響あり。
避難所生活者	1 日後 295 人、7 日後 182 人、30 日後 52 人。
避難所外生活者	1 日後 159 人、7 日後 108 人、30 日後 28 人。（避難所外での避難者）
長期的住機能支障	応急仮設住宅 3 世帯。うち 2 世帯は公営住宅に移転見込み。
帰宅困難者	市外へ通勤・通学者 1,384 人が帰宅困難に。（豊後大野 606 人、大分 492 人）
仮設トイレ需要量	1 基（52 人分）
瓦礫発生量	4,980 トン。7,297 m ³ 。
ごみ発生量	発災～3 か月 13 トン。～半年後 10 トン。～1 年後 10 トン。

⁹ 南海トラフ地震の想定被害予測：「大分県地震津波被害想定調査結果（平成 25 年 3 月公表）」による。

3 庁舎等の耐災害性

市本庁舎のほか荻地域、久住地域及び直入地域にある支所庁舎は、昭和56（1981）年の改正建築基準法の施行以降に竣工した建築物であり、耐震基準を満たしている。

庁舎名	建築（竣工）年	構造	地上階	建築面積	延床面積	適合基準 ¹⁰
竹田市役所 本庁舎	平成6（1994）年	R C	3	3029 m ²	5605 m ²	○
荻支所庁舎	平成5（1993）年	R C	1	4514 m ²	3712 m ²	○
久住支所庁舎	平成14（2002）年	R C	4	1357 m ²	3385 m ²	○
直入支所庁舎	平成16（2004）年	W	1	1791 m ²	1563 m ²	○

また、全ての庁舎はこれまでに洪水等の風水害による被害を受けた経験のない場所に建築されており、その機能を喪失することはほとんど想定されない。

しかしながら仮にそのような事態に陥った場合でも、各庁舎がお互いの機能を補完しあって、業務継続の拠点としなければならない。このほか各地域に存在する公共施設を暫定的な代替施設として活用することも想定しておく。

施設名	建築（竣工）年	構造	地上階	建築面積	延床面積	適合基準
総合社会福祉センター	平成7（1995）年	S	1	2205 m ²	1641 m ²	○
柏原公民館	昭和59（1984）年	S	1	760 m ²	586 m ²	○
久住公民館	平成3（1991）年	R C	2	2539 m ²	3123 m ²	○
直入公民館	昭和57（1982）年	R C	2	1845 m ²	1899 m ²	○

上表の公共施設は、地域性や適合基準を考慮して選定したものであるが、これにとらわれ過ぎず、被災状況の種別や規模等を考慮し、暫定的には学校施設や民間施設を活用するアイデアを常に有し、備えておく。

¹⁰ 適合基準：昭和56（1981）年以降の耐震基準に適合している建築物に「○」を付している。

昭和56年に改正された建築基準法施行令は昭和53（1978）年に発生した宮城県沖地震を受けたものであり、改正後の新耐震基準新耐震基準では「大地震が発生しても人命に関わる甚大な被害が出ない」とされている。

4 職員の参集予測

職員の参集予測に当たって消防職員を除く全正規職員にアンケート調査を実施し、その実態と課題を明らかにするとともに解決に向けた糸口を探った。調査方法は庁内LANにより「電子申請システム」を活用して実施し、調査期間は平成29年8月28日から9月4日までの1週間とした。

対象者291人のうち243人から有効回答を受け取り、回答率は83.5%であった。

(1) 参集方法

本市職員の通常時の通勤方法は、大多数(91.8%)が自家用車であり、徒歩による者や自動二輪車・自転車を利用する者も少数存在するが、公共交通機関を利用する者は存在していない。

また、15分以内に通勤可能な職員数は149人と6割を超え、30分以内に通勤可能な職員79人を加えると93.8%もの職員が30分以内の通勤時間となっている。なお、1時間を超える職員は存在していない。

■通常時の通勤方法 (N=243)

自家用車	徒歩	自動二輪車 (原付を含む)	自転車	路線バス	JR
223	17	2	1	0	0

■通常時の片道通勤時間 (N=243)

15分以内	30分以内	60分以内	60分以上
149	79	15	0

非常時においては自家用車を利用できないケースも想定しなければならないほか、避難行動の基本に則つとれば徒歩による参集が求められるケースも想定される。

一般に、歩行速度は平常時4km/hと言われているが、災害発生時の道路の移動¹¹を考慮して3km/hと想定し、参集予測時間を推計する。

また、職員アンケート調査の自由意見欄の中で、最寄りの庁舎に参集することを検討すべきとの複数の意見が記されている。

過去の実績から各支所の人員配置が手薄になる可能性が高いこと、職員の参集(登庁)途中での被災を防ぐ効果があること、以上2点が主な理由であるが、徒歩での参集を余儀なくされた場合、早期に非常時優先業務に従事できるというメリットもある。

次表は、現在の勤務先の庁舎と居住地から最寄りの庁舎とが異なる職員128人に対し、徒歩で参集した場合にどれほどの時間を要するか、それぞれの回答を表に示したものである。その結果、6割近くの75人に顕著な時間差を見ることができた。

非常時においては、職員初動マニュアルを遵守しつつも原則にとらわれ過ぎることなく、柔軟な対応によって初動の人員不足を克服する必要がある。

¹¹ 災害発生時の道路の移動：道路に陥没や土砂崩れ等が発生していないか安全確認を行うとともに、樹木や瓦礫の散乱を避けながらの移動。実際の移動時間は災害の種別や被災状況によって異なるが本計画では3Km/hと仮定。

■徒歩による勤務先庁舎と最寄り庁舎との参集時間比較（N=128）

		勤務先庁舎						総計
		30分以内	1時間以内	2時間以内	4時間以内	8時間以内	8時間以上	
最寄りの庁舎	30分以内	20	4	3	9	20		56
	1時間以内		7	1	3	9	1	21
	2時間以内			15	4	14	2	35
	4時間以内				3	4	1	8
	8時間以内					2		2
	8時間以上						6	6
	総計	20	11	19	19	49	10	128

(2) 参集予測時間

過去の災害時に職員がどのように参集したのか、平成24年の竹田大水害と平成28年の熊本地震の際の実態は下表のとおりである。

双方とも早朝に発生したにもかかわらず、熊本地震の際には6割を超える多くの職員が速やかに登庁した一方で、竹田大水害の際には3人に1人しか速やかに登庁していない。これは市内の大部分で大きな揺れを感じた地震に対し、局所的な災害となった大水害との差だと考えられる。メール等で周知をする仕組みが構築されているとはいえ、市内のどのような場所にあっても遅滞無く参集できる体制を改めて築く必要がある。

■災害想定時「時速3Km」で職場まで徒歩で参集時間（N=243）

30分以内	1時間以内	2時間以内	4時間以内	8時間以内	8時間以上
58	48	41	29	52	15

■平成24年竹田大水害（7月12日早朝発生）時の登庁実績（N=219）

速やかに登庁	夜が明けた頃自ら登庁	上司の命を受け登庁	家族の安全確認後に登庁	記憶にない	その他
76	71	9	21	8	34

■平成28年熊本地震（4月16日早朝発生）時の登庁実績（N=233）

速やかに登庁	夜が明けた頃自ら登庁	上司の命を受け登庁	家族の安全確認後に登庁	記憶にない	その他
140	39	15	14	5	20

以上を踏まえると、半数程度（約150人）の職員は概ね1時間以内に通常の職場または最寄りの庁舎に徒歩での参集が可能と考えられる。しかしながら実際には職員本人の被災や家族の安否確認等に時間を要することも想定しなければならず、また災害の種別や規模によっても変動する可能性が大きいことも想定しておく必要がある。

Ⅲ 非常時優先業務

1 非常時優先業務の定義

前述のとおり地域防災計画による「災害応急対策業務」に、災害復旧・復興業務と発災後の新規発生業務のうち早期実施の優先度が高い業務を加えたものを「応急業務」と呼び、これに「通常業務のうち業務継続の優先度が高いもの」を加え「非常時優先業務」と定義している。

本計画において、非常時優先業務の区分・内容を次表のとおり定め、次項に記載する基準に従い総合的に評価・選定する。

非常時優先業務の区分		業務の内容
応急業務	災害応急対策業務	竹田市地域防災計画「第3部災害応急対策」に規定する業務
	災害復旧・復興業務のうち優先度が高い業務	竹田市地域防災計画「第4部災害復旧・復興」に規定する業務のうち、早期に優先して行う必要があるもの
	発災後の他の新規発生業務	発災後新たに発生する業務のうち、早期に優先して行う必要があるもの
通常業務のうち業務継続の優先度が高い業務		通常行っている業務のうち、市民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により市民生活や地域経済等に重大な支障を及ぼすもの

2 業務の選定と開始目標の設定

(1) 非常時優先業務の選定方針

発災時をもって、すべての通常業務はいったん中断し、本市の基本方針¹²及び次に記す選定基準に従って分類した事業の優先度によって再開する。通常業務への移行が確立されるまでの期間を1か月と想定するが、非常時優先業務の対象は初動の立ち上げから1週間以内に優先して着手すべき業務を非常時優先業務とする。

- 1) 発災から3日までは人命に係る災害緊急業務に重点を置き、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- 2) 休止・縮小の判断は、平常時における重要度をもって判断するのではなく、市民生活の維持等に係る緊急度により判断する。
- 3) 市の公共施設は、災害時の拠点として使用し、非常時優先業務の実施に必要な場合を除き、その利用を原則休止とする。

(2) 非常時優先業務の開始目標基準

非常時優先業務のうち応急業務については竹田市地域防災計画に、優先すべき通常業務については竹田市行政組織規則にそれぞれ掲載された業務を個別に検討し、業務開始目標時期¹³を設定することとし、その基準は次表のとおりとした。

¹² 基本方針：本計画書5ページ「I. 計画の基本事項」の「5 計画の基本方針」に記載。

¹³ 業務開始目標時期：当該業務の開始・再開がこれ以上遅延すると、法令の規定や社会通念上、重大な影響が発生すると考えられる限界の時期を想定。

業務開始 目標時期	該当する業務の考え方	代表的な業務例
① 1時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・救助・救急の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務 (人、場所、通信、情報等) ・発災直後の火災等対策業務 (消火、避難・警戒・誘導処置等)
② 3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び家族の安全確保 ・被災状況の把握 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の把握 (被害情報の収集・伝達・報告) ・発災直後の火災、土砂崩れ等に対策業務 (消火、避難・警戒・誘導処置等) ・救助・救急体制確立に係る業務 (応援要請、部隊編成・運用) ・避難所の開設、運営業務
③ 12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の取扱い業務 (収容、保管、事務手続き等) ・避難生活の開始に係る業務 (衣食住の確保、供給等)
④ 24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動（救助・救急以外）の開始 ・重大な行事の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・市管理施設の応急復旧に係る業務 (道路、上下水道、交通等) ・衛生環境の回復に係る業務 (防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等) ・災害対策活動体制の拡充に係る業務 (応援受入れ等) ・短期的な二次被害予防業務 (土砂災害危険箇所における避難等) ・社会的に重大な行事等の延期調整業務 (選挙等)
⑤ 3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の向上に係る業務 (入浴、メンタルヘルス、防犯等) ・市街地の清掃に係る業務 (ごみ、瓦礫処理等) ・災害対応に必要な経費の確保に係る業務 (財政計画等) ・業務システムの開始等に係る業務
⑥ 1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活再建に係る業務 (被災者生活再建支援法等業務、住宅確保等) ・産業の復旧・復興に係る業務 (農林水産、商工業対策等) ・教育再開に係る業務 ・金銭の支払、支給に係る業務 (契約、給与、補助費等) ・窓口業務 (届出受理、証明書発行等)
⑦ 1週間以降	<ul style="list-style-type: none"> ・その他行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の業務

(3) 非常時優先業務の選定結果

竹田市の総業務数 678 件（通常業務 470 件、応急業務 208 件）のうち、1 週間以内に業務開始を目指す非常時優先業務¹⁴は 426 件であり、その内訳は応急業務が 208 件であり、休止・停止することが許されない優先すべき通常業務が 218 件である。

通常業務の 54%にあたる 252 件の業務を停止・休止が可能な通常業務として分類するが、これは平常時における重要度を示すものではなく、市民生活の維持等に係る緊急度により判断したものであることを重ねて記しておく。

業務の種別		業務の数
市の業務		678 件
非常時優先業務		426 件
	応急業務	208 件
	優先すべき通常業務	218 件
停止・休止が可能な通常業務 等		252 件

また、次表は、業務開始目標時期別に非常時優先業務の件数を示したものであるが、応急業務は初動期以降は次第に件数が減少し、優先すべき通常業務は 24 時間経過後次第に業務数が増していく傾向を読み取ることができる。

業務開始目標時期	非常時優先業務	うち応急業務	うち優先すべき通常業務
(初動態勢) 1 時間以内	52 件	47 件	5 件
(初動態勢) 3 時間以内	41 件	37 件	4 件
(初動態勢) 12 時間以内	58 件	55 件	3 件
(発災当日) 24 時間以内	83 件	36 件	47 件
(発災翌日～翌々日) 3 日以内	47 件	14 件	33 件
1 週間以内	145 件	19 件	126 件
合 計	426 件	208 件	218 件
【参考】 1 週間以降	252 件	0 件	252 件

¹⁴ 1 週間以内に業務開始を目指す非常時優先業務：一般的に 1 か月以内に再開・開始する業務を非常時優先業務と定義する市町村業務継続計画（BCP）が多いが、本市業務継続計画の策定にあつては開始時期を想定しやすい「1 週間以内に開始」する業務を非常時優先業務と定義している。

3 通常業務の再開

非常時優先業務の復旧状況を踏まえ、休止又は停止とした通常業務を次の順位により順次、再開していく。

【第1順位】法令等に処理期限等の定めのある業務

(例) 許認可事務、予算編成事務、税務事務等

【第2順位】市民生活に密着するサービス業務

(例) 生活及び財産を守るための相談、乳幼児の保育サービス等

【第3順位】上記以外の通常業務

(例) 集会室等の提供等

4 業務の推進体制

(1) 発災直後の対応

1) 安全確保等

災害発生時には、まず自分自身及び家族の安全を確保・確認しつつ、近隣住民と協力して緊急を要する被災住民の救助活動等を行うこととするが、併せて災害対策業務への従事を優先するものとする。

2) 情報収集等

居住地の被災状況は、市内の他地域の被災状況と差異があることを想定しながら、移動中であってもラジオ放送等により情報を収集し、目に見える被災状況の大小にかかわらず、市外を含めた災害の規模や被災の範囲等、全体像の把握に努める。

(2) 職員の勤務体制

1) 職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は、長時間の勤務も想定されるため、睡眠、休憩、食事といった時間が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、災害対策本部の指示に沿って、勤務の交代（原則8時間）を適宜行うものとする。

また、職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理については、心の健康チェックリスト¹⁵などを活用し、本人や周囲の者が相互に心身の健康状態を注視するとともに、家族との連絡についても配慮する。

2) 職員の弾力的な配備

職員初動マニュアル等により、班ごとの災害対策業務を定めているが、所掌する災害対策業務の規模や必要人員等は被災規模や状況によって異なるものである。

したがって、職員の応援体制や人員配置について、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行なっていく視点を欠かすことができない。

また、災害対策業務のうち長時間に及ぶ業務については、交代・輪番制による班編成を行なうなど、業務を継続できうる体制を構築する。

¹⁵ 6割を超える労働者が仕事に関して強い不安やストレスを感じているとされる中、平成27年12月施行の改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度が事業者に義務付けられている。

IV 業務継続のための体制整備

1 指揮命令系統の確立

地震発生時においても組織を維持し、業務を適切に継続するためには、指揮命令系統が確立されていることが重要である。発災時に所属長等の管理職にある者が不在等になる場合においても、適切に意思決定を行える体制を確保する。

職務の代行について、次表に定める順位以降は竹田市事務決裁規程（平成17年訓令甲第2号）第9条に定める代決順位により行うこととし、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

また、各対策部及び班、所属においても、速やかに指揮命令系統の確立を図る視点から、あらかじめ事案決定の代行を定め、指揮命令系統を確立しておくものとする。

代行順位 第1位	代行順位 第2位	代行順位 第3位	代行順位 第4位
副市長 (副本部長)	教育長 (副本部長)	総務課長	企画情報課長

2 受援体制の確立

大規模な災害が発生した場合、膨大な非常時優先業務を市が単独で対応することは極めて困難となる。実際に、平成24年に発生した災害時には、民間のボランティアセンターを核とした支援体制によって市民生活を早期に落ち着かせることができたほか、県内外の自治体からの職員派遣により行政機能を維持することが可能となった。一方、平成28年の熊本地震の際には、交通網が寸断された熊本県内の自治体支援の「大分県側の窓口」として本市が重要な役割を担ったことも忘れてはならない。

これらの経験・教訓を生かし、人的・物的支援の受け入れ体制について本計画に位置づけておく。

(1) 災害対策本部内部の連携協力

災害対策本部の各班で、あらかじめ設定した要員数が確保できない場合及びそれを上回る人員が必要になり要員を増やす必要が生じた場合には、災害対策本部で協議の上、各班の人員調整を行う。

(2) 国、県等との連携協力

災害の規模が大きくなればなるほど正確な情報収集と速やかな受援要請が必要となる。このためには、国、県との連携を深める中で、人的・物的受援ニーズを正確に把握し、遅滞なく伝える仕組みづくりを欠かすことができない。

特に、県とは被災を想定した日頃の訓練時から、具体的な受援体制を県下統一的に構築しておき、躊躇せずに速やかに受援要請を行なえるよう準備をしておく必要がある。

想定される具体的な受援対象業務と応援者に求める職員像や資格等は、次表のとおりであるが、災害の規模、被災の内容、被災後の時期等によって受援の内容は異なることとなる。

このため日頃から災害対策本部の部及び班ごとに応援資源の受入体制や効果的な活用方法を検討しておくこととする。

受援対象業務	応援者に求める職員像・資格等
市民の健康管理	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等の有資格者
家屋被害認定調査 ¹⁶	固定資産課税業務経験を有する職員等
公の施設の被害調査等	建築士、土木技術士等の専門的知識を有する職員
農業施設の被害調査等	農業土木技術者、農地災害事務従事経験者等
避難所の運営支援	事務を含め広範な職種の職員
給水車の派遣	給水車とその運転手
罹災証明書 ¹⁷ の発行等	一般事務員等
物資受入・配送等、その他関連業務	一般事務員等

(3) 相互応援協定と組織的受援

災害の規模によっては県内自治体からの支援を望めないケースも想定されることから、嚶鳴協議会等による全国的な広域協定や阿蘇圏域など県境を超えた圏域での協定など、重層的な相互応援協定の締結を目指す。

このほか全国市長会、九州市長会などの組織的な支援についても積極的に要請し受け入れることとするほか、市内外の医療機関やボランティア団体等、民間による支援についても、市民生活の復旧に支障をきたさない範囲で、行政分野においても積極的に受け入れる。

¹⁶ 家屋被害認定調査：全壊（損害割合 50%以上）、大規模半壊（同 40%以上 50%未満）、半壊（同 20%以上 40%未満）等の判定のための調査。調査を経て「罹災証明書」を提出することにより各種被災者支援措置を活用できる。

¹⁷ 罹災証明書：災害対策基本法第 90 条の 2 によって「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。」と規定されており、各種被災者支援策（支援金・義援金の給付、援護資金の融資、税・保険料等の減免、応急仮設住宅の支給等）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

3 執務環境の確保

災害発生時に非常時優先業務を遂行するためには、業務の推進体制の確保とともに、本庁舎や各支所庁舎をはじめとした非常時優先業務を遂行するための拠点施設の安全性とその機能を確保する必要がある。したがって、執務環境の確保策について以下に定めておく。

(1) 庁舎等の機能確保

庁舎等の公用財産の災害リスクを把握し、耐震性を満たしながら浸水等のリスク対策を施す中で、非常時においても通常業務が行なえる機能を保持するとともに、応急業務の拠点としての機能を有することができるよう、常にその機能の確保策を検討・点検しておく。

(2) 書棚等の転倒防止対策

庁舎内に設置しているキャビネット等の書棚、PCやプリンター等のOA機器、これら事務機器の転倒や書類、事務用品等の散逸による職員及び来庁者の負傷防止や避難ルートの確保を図るため、書棚等の転倒防止対策を日頃から推進するとともに、転倒・散逸した場合においても、被害を軽減できるように職場の配置を考慮し工夫を施しておく。

また、庁内の案内板等、頭上からの落下物が生じないように、定期的な点検を実施するとともに、職員の意識の向上策を常日頃から講じる。

(3) 公用車の配備・保全

本市は過去の水害時に公用車が被害を受けた苦い経験を有する。災害時には一定数の公用車は非常時優先業務の遂行のために必要不可欠であり、その台数だけではなく4WD、ダンプ、電気自動車等、様々な機能・特徴を有する車両が必要となる。したがって、日頃から非常時に備えた車両の避難先を想定しておくとともに、多機能な車種の車両についても意識して計画的に配備することとする。

(4) 食料・飲用水

災害発生時の初動期は、市職員は昼夜を問わず非常時優先業務に携わる必要性があり、少なくとも3日分程度の職員用の食料や飲用水を確保しておく必要がある。これらは被災者や避難者に対する備蓄とは別に区分して必要数量を確保するべきであるが、消費期限が間近に迫った市民用の備蓄品を職員用の備蓄品として活用するなど、財政的な負担が過重にならないよう配慮することも重要である。

また、勤務時間外に参集する場合には、可能な限り職員が食料や飲用水を携行するよう努めることとする。これは、市の財政的な負担軽減の観点のほかに、時間的な余裕のない中で円滑に非常時優先業務に従事することを可能とするとともに、職員自らの健康面での観点からも非常に重要な対策といえる。

(5) 毛布等の寝具

初動期における非常時優先業務に際して、市職員は交通網の遮断や自宅の被災等によって帰宅することができなくなり、公共施設での休息、宿泊を余儀なくされることも想定しておくなければならない。毛布や床用の簡易マットレスを被災者や避難者に対する備蓄とは別に区分して一定数、備蓄しておく必要がある。

4 ライフライン寸断への対策

(1) 電気

本庁舎及び各支所庁舎の電気は、平成 28 年 4 月の「電力自由化」以降、九州電力(株)又は新たに参入した民間電力会社から供給されているが、停電時には送電事業を担う九州電力(株)が対応することとなる。非常時に外部からの電源供給が停止した場合、本庁舎屋上に設置している太陽光発電施設及び自家発電設備から必要最小限の電源を供給することになる。

この状況下では、使用電力を極力抑制するよう努めるとともに、備蓄燃料消費後の燃料確保に努める必要がある。

■太陽光発電システム ¹⁸	規格 (A)	数量 (B)	能力 (A) × (B)
太陽電池モジュール	238w	63 枚	15kw
パワーコンディショナ	10kw	2 基	20kw
リチウムイオン蓄電システム	5kwh	4 基	20kwh

■非常用予備発電装置	定格容量	燃料	タンク容量
	88kVA ¹⁹	軽油	900L

(2) 水道

本庁舎への給水は、上水道本管から敷地内に設置している貯水槽に給水され、ポンプによって各所に給水している。このほか庁舎屋上にスプリンクラー用の小規模なタンクが備えられている。

災害時には管路の破損、水源や配水池等の停電による断水が想定される。場合によっては長期化することも想定しておかなければならず、この場合には給水車を使用して機能を補完する。

本庁舎貯水槽の容量	平均水道使用量 (平成 28 年度)
20 m ³ (トン)	約 16 m ³ (トン) / 日

なお、竹田市上下水道課においては、公営企業としての立場で業務継続計画 (BCP) を策定しており、これによって非常時における上水道の業務継続を図ることとしている。

¹⁸ 太陽光発電システム：太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電した直流電力を、パワーコンディショナにより電力会社と同じ交流電力に変換し、施設内の様々な電気製品に電気を供給する仕組み。

¹⁹ kVA : W (ワット) は電流 (A) と電圧 (V) を掛け合わせた電気の大きさを表す単位であり、同様に VA (ボルトアンペア) や kVA (キロボルトアンペア) も電気の大きさを表す単位。W が実際に使われる電力 (有効電力) であるのに対し、VA や kVA は電気機器を動かすために消費される電力 (皮相電力) を指す。

(3) 下水道

本庁舎の汚水処理は七里コミュニティ・プラント²⁰により行なっているが、当該処理施設は本庁舎敷地内にあり、長期化した停電時においては機能停止に陥ることを想定しておく必要がある。

また、断水等により庁舎内のトイレが使用不能になることも想定される中、使い捨て型の非常用トイレの備蓄を検討する必要性は高い。

(4) ガス

本庁舎で使用するガスは、庁舎隣接地に民間事業者によって設置されている「簡易ガス供給設備²¹」から敷地内を縦断する配管によって供給されている。

したがって、災害時においてもガスの残量確保に気を配る必要はないものの、配管の損傷によって供給不能になることを想定しておかなければならない。また、庁舎敷地隣接地に消防法に定める危険物（施設）が存在していることを職員は広く認識するとともに、十分な安全対策と細心の注意を払う必要がある。

なお、本庁舎内には給湯設備が8か所あり、職員の食事の提供体制はこの点に限れば整っている。

(5) 情報インフラ

本市では、ケーブルネットワークを利用したIP告知放送システムを活用し、市民や関係機関に防災情報や行政情報を伝えている。災害時にはこれらの情報がより重要度を増すこととなるが、有線が切断された場合や供給電源が喪失した場合には、期待される情報を発信できないことも想定しておかなければならない。

また、このシステムは、Jアラート²²（全国瞬時警報システム）と連携しており、市内に設置している屋外基地局及び戸別受信機によって情報を伝達する仕組みが構築されている。

一方で、大分県と県下市町村は「豊の国ハイパーネットワーク²³」で結ばれているが、国道が広域的かつ大規模に被災した場合には、「大分県防災情報システム」や「大分県土砂災害危険箇所情報システム」などの情報を利用できず、市内外と市役所内部の情報共有を果たせなくなることも考えておかねばならない。

²⁰ 七里コミュニティ・プラント：大字会々字七里の一部（七里団地、ニュータウン七里等）を処理区域とした汚水処理施設。ニュータウン七里開発の際に竹田市が設置し、現在も市が管理している施設。

²¹ 簡易ガス供給設備：大字会々字七里の一部（七里団地、ニュータウン七里等）を供給区域として民間業者が設置・管理する施設。LPガスを市役所隣接地の社会福祉協議会駐車場傍に集中配置し、そこから地中埋設したガス管路を通じて供給する仕組み。市役所敷地内（竹田幼稚園・小学校との間の道路下の未舗装部分など）を管路が縦断。

²² Jアラート：全国瞬時警報システム。通称はJアラート、ジェイアラート、J-ALERT。通信衛星を利用した緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムを総務省消防庁が開発・整備し、地方公共団体で運用している。導入によって地方公共団体の危機管理能力の向上が期待されている。

²³ 豊の国ハイパーネットワーク：大分県と県下市町村を高速・大容量の光ファイバで結ぶ通信ネットワーク網。未利用の光ファイバは通信事業者等にも有償で開放している。大分県商工労働部情報政策課所管。

5 通信手段の確保

(1) 通信手段の確保

情報インフラが遮断された場合には、国、県、民間事業者と連携を図りながら代替ネットワークの活用検討を進めるとともに、可能な限り早期の回復を目指す。

このような場合に至らない場合でも、民間通信事業者が提供している災害時優先電話²⁴を活用し緊急情報の共有化を図るなど、災害時緊急業務への影響を可能な限り抑えていく。

(2) 情報収集

市内の被害状況などの情報は、職員参集時による収集やその後の巡視等、目視によるもののほか、国、県、気象庁などの公的機関が提供する情報に加え、テレビやラジオなど報道機関が提供する情報によって可能な限り正確にかつ迅速に収集する。

また、災害対応における SNS 活用²⁵について、国においても内閣府（防災担当）が公式アカウントをもつなど積極的な推進を期待している中、信頼性の高い SNS の公式アカウントを事前に登録しておくなど、有効に活用し即時性や双方向性に優れた情報を収集することとする。

(3) 情報の共有

発災直後からの被害情報、避難情報及び災害情報等については、自衛隊を含む国の機関、豊肥振興局をはじめとする県の機関、竹田警察署等の公的機関と連携して共有化を図るとともに、竹田市消防本部を含む市行政内部の中で市内イントラネット等を活用する中で遅滞なく共有を行なうこととする。

(4) 情報の発信

市内の被害情報や避難に関する情報を迅速かつ正確に発信することは、市民の安全確保や不安払拭の観点から極めて重要である。災害時において災害情報共有システム（L アラート）、IP 告知放送システム、緊急速報メール、市公式ホームページ等、あらゆる手段を用いて可能な限り情報発信を行うこととする。

²⁴ 災害時優先電話：災害時等に電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われる）により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が制限される。優先電話はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。優先電話からの「発信」が「優先」される。

²⁵ SNS の活用：災害対応における SNS 活用ガイドブック（内閣官房 情報通信技術総合戦略室）平成 29 年 3 月。

6 各種電算システム・行政データの保護

(1) 電算システムの保護

住民情報の根幹を成す住民基本台帳や市民税等の基幹系情報システム及び庁内業務等の情報系情報システムは、災害対策が施された市外のデータセンターにハードウェアを設置し、厳重なセキュリティ管理の下で保管されている。ここから専用回線によって市本庁舎及び支所庁舎に接続しているが、非常時にシステムがダウンした場合、あるいは市外で通信が途絶えた場合には、市庁舎2階電算室内に保管しているバックアップデータによって補うこととしている。単なる停電に対しては、3日間の動作が可能となっている。

また、基幹系を補う各々のサブシステムや個別システムは、その種類によって市外データセンター、電算室あるいはそれぞれの執務室に設置されている状況にある。

電算室及び執務室に設置されたシステムの耐震性や耐熱性は本庁舎の性能に依存することとなるが、電算室においては倒壊防止補強を施したサーバーラックに収納しており、耐水性に関しても階上からの漏水が生じなければ浸水被害は想定されない状況下にある。

庁舎内における基幹系情報システムや情報系情報システムは非常時の発電設備に接続されており、システムに障害が生じなければ停電になったとしても半日以上稼働が可能である。電源の供給が断たれた場合でも各システムにはUPS²⁶（無停電電源装置）が備えられており、システムとデータを保護する仕組みが構築されている。

また、システムがダウンし稼働しなくなった場合には、ソフト・ハードともに保守管理を委託している業者に速やかに連絡をとることができるよう、日頃から緊急連絡網を含めた体制を常に確認・把握しておき、有事の際に備えておく。

(2) 行政データの保護

平常時から非常時優先業務の継続に備えて必要なデータを記録・把握しておくことによつて、災害時にはそれらを保護又は復旧しながら活用することとする。

特に、市民の生命に関わる避難行動要支援者名簿²⁷（要援護者台帳）に係るデータは、遅滞なく使用することができるよう日頃から関係各課で情報共有するとともに、電算機器が使用できない環境下においても支障が生じないよう可視台帳を整備するなどの仕組みを作っておく。

なお、重要データについては、本市と同時に被災する可能性の低い市外のデータセンターで保管しているが、今後は災害時優先業務の遂行に支障をきたすことも無いよう、これらの対策を含め行政データの保護と活用に向けた取り組みを引き続き推進する。

²⁶ UPS（無停電電源装置）：バッテリーを内部に有し、停電や断線等の突然の電源トラブルに対応するための機器。電源が切れた際、バッテリーに蓄電した電力を使って接続したサーバーの動作が継続可能。ミリ秒の単位で切り替えるので、電源遮断の影響を受けない。バッテリー容量の限界が来ると、サーバーを自動的にシャットダウンする機能を有する機種もある。

²⁷ 避難行動要支援者名簿：平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により作成が義務付けられた名簿。高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する者を対象としている。名簿の作成・活用に係る具体的手順等は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）による。

7 その他の業務継続策

(1) 指定管理施設の体制確保

指定管理者制度²⁸を導入している施設のうち支所庁舎や市の避難所に指定されている施設では、災害時であってもその機能を保持できるよう指定管理者に対して求めるものとする。

指定管理者と締結する基本協定²⁹にその旨を記載する等、指定管理施設の所管課は、当該施設の運営を含めた応急措置に関する体制を確保しておく。

(2) 緊急調達の体制確保

非常時優先業務の優先的な対応について、緊急調達を伴う契約書の取扱いなど緊急性を考慮した契約執行体制について検討するほか、災害発生時の協力協定締結に向けた取り組みを進める。

また、庁舎近辺の民間事業者が有するフォークリフトやオペレーター等、業務継続に役立つ民間資源や人的支援の活用策についても併せて検討する。

(3) 現金の調達

非常時優先業務を執行する際には、物品の購入や車両の借り上げのため、現金を支出しなければならない場合があるが、災害発生時には財務会計システムが機能を停止し、現金の支払いや口座振替などの処理を行うことができない状況も想定される。

この場合、災害発生時に当座の現金支出をできる限り抑制する体制を整備するとともに、現金支出が必要な場合で、かつ、財務会計システムが使用できない場合の電算外による処理について、担当課を中心に体制を整備しておくものとする。

(4) 業務スペースの確保

災害が発生した場合には非常時優先業務に従事している職員の休憩・仮眠場所、他自治体からの応援職員の宿泊場所、非常時優先業務に必要な資機材の一時保管場所など、一定規模のスペースの確保が必要となる。したがって、周辺の公共施設を含め当該スペースを確保できるよう日頃から備えておく。

また、庁舎内の会議室等の共有スペースは非常時優先業務の遂行に充てるものとし、通常業務で会議室等を使用している場合には、災害発生後、速やかに使用を中止する。

²⁸ 指定管理者制度：公の施設の管理に関して、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、施設の設置の目的を効果的に達成できるようするため、平成15年の地方自治法改正によって設けられた制度。

地方自治法第244条の2第3項で「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定。

²⁹ 基本協定：第37回中央防災会議に報告された「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」で、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされている。これを受け総務省自治行政局長は「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（平成29年4月25日総行経第25号）」により、協定等の書面で「役割分担の確認」と「費用負担の方針」等について、可能な限り具体的に明記することが望ましいとの通知を行なっている。

V 業務継続体制の向上策

1 訓練の実施と計画の改善

(1) 訓練の実施

本計画は策定過程から、定例課長会議を利用して「政策課題」とするほか、全職員を対象としたアンケート等の調査を実施する中で、全職員の取り組みとして位置づけてきた。災害発生時に、適切に業務を継続するためには、本計画に定める取り組みを職員に周知、浸透させるとともに、計画に沿った行動を実際に行なうことができなければならない。

職員一人ひとりが、職員個人の能力を向上させるとともに組織的な対応力を向上させるため、次に掲げる訓練の実施を検討する。

- 1) 職員参集確認（安否確認を含む）
- 2) 初動対応訓練（庁内防災訓練等）
- 3) 各種通信機器の操作訓練（防災GISを含む）
- 4) 外部機関の訓練等への参加（図上訓練を含む）
- 5) その他実践的な訓練（情報収集伝達訓練等）

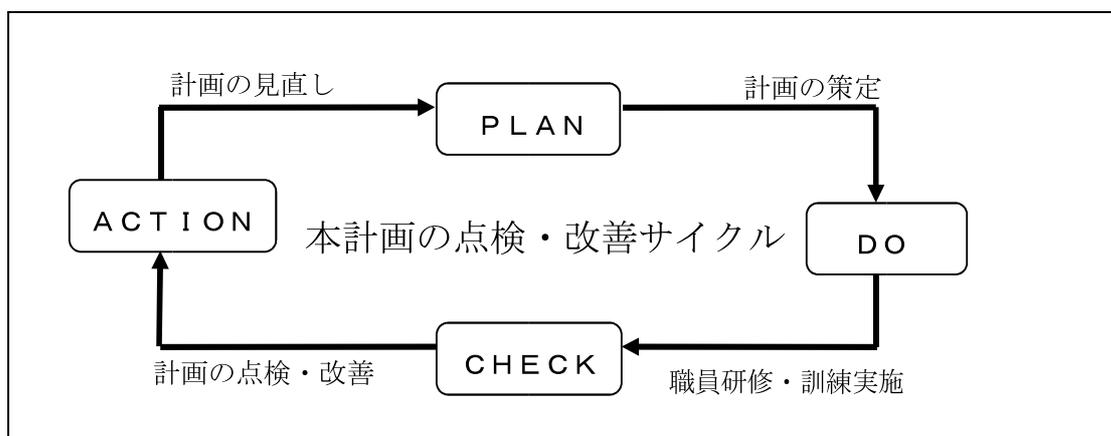
(2) 計画の点検・改善

本計画は策定後であっても常に実効性を確認しながら見直しを進め、改善を図りながらその効果を高めていくこととする。

したがって、前項の訓練や各種研修の機会を、計画の点検・改善の機会としても有効に活用し、計画の実効性を検証する機会と位置づける。

また、職員一人ひとりが点検・改善を進める意識を持つとともに、法令改正や組織機構改革があれば、非常時優先業務の見直しや開始目標時期の変更登録等、必要な対策を遅滞なく講じるものとする。

次の図は、PDCAサイクル³⁰による本計画の改善サイクルを図示したものである。



³⁰ PDCAサイクル：計画に基づき実践した結果を評価・検証し、改革・改善につなげて改めて計画を見直す循環した一連の流れによって継続的な業務の改善を図るマネジメントの仕組み。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の頭文字をとってPDCAサイクルという。

2 各種マニュアルの整備

本計画は、全庁的な共通課題への対応について取りまとめたものであるが、それぞれの職場で非常時優先業務を迅速かつ円滑に実施するためには、チェックリストや実務的なマニュアルを作成しておくことが求められる。

非常時に活用する「業務継続マニュアル」は、平常時における業務理解を担当職員だけでなく他の職員にも広げる効果も期待できるため、必要に応じて重要度の高い業務から徐々に整備していくこととする。

3 平常時の家庭での対策

市職員は、地方公務員法第30条により「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とその服務（義務）を定められており、また同法第32条により「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と法令・条例等及び上司の命令に従う義務を課せられている。

市職員は災害時にあっても、市民の生命・身体・財産を保護するため災害対策業務に携わらなければならないが、家族と連絡がとれない場合であっても、災害対策業務に従事しなければならないケースも想定される。

このような想定を可能な限り排除するため、職員一人ひとりが日頃から家庭内で次に掲げる防災対策³¹を進めておくことによって、相乗的に職場における業務継続体制の向上を図るものとする。

- (1) 安否確認が速やかに行えるよう、避難場所・避難経路等の確認
- (2) 非常時持ち出し品のチェックと非常備蓄品（3日程度の食料、飲料水等）の準備
- (3) 自宅の家具の転倒防止（固定等）、ガラスの飛散防止等の安全対策
- (3) 土砂災害の前兆現象等、自然現象や防災にかかる知識の習得
- (4) 初期消火の方法等、初歩的な防災知識・技術の習得
- (5) 出血、骨折、やけど等の応急手当やAEDの使用技術等の習得
- (6) 気象庁・気象台、おおいた防災ポータル等、正確な情報入手のための手段の確認

³¹ 防災対策：平成29年3月版の「竹田市防災マップ保存版」に、風水害・土砂災害・火山活動・地震への備えをそれぞれ個別に説明しているほか、日頃の備えや避難するときの注意点、災害時に役立つ知識、竹田市避難施設一覧等の情報を詳細な地図に加えて掲載している。

竹 田 市 業 務 継 続 計 画
Business Continuity Plan / City of Taketa
平成 29 年 9 月策定 竹田市役所 総務課
〒 878-8555 竹田市大字会々 1650
Tel 0974-63-1111 (代) Fax 0974-63-0995